

第6章 計画の推進体制

1. 地域の連携体制

国は、令和7(2025)年を境に団塊の世代が後期高齢者となることを見据え、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してきました。

第8期計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えて地域包括ケアシステムの推進に取り組むことが求められています。

地域共生社会の実現のためには、行政・保健・医療・福祉・介護の専門家による支援だけでなく、地域住民自らによる支援や協力体制をより強固なものにしていく必要があるため、本市においては「だんだんネットワーク」を基盤として、地域全体での支えあいを重視しながら計画の推進に努めます。

2. 関係部局相互間の推進体制

本計画は、高齢者施策全般にわたる計画であり、実施にあたっては、本市の保健福祉部門をはじめ関係部門が連携し、総合的、包括的に施策を展開していきます。また、愛媛県による広域的調整との整合性を図るため、積極的に愛媛県(出先・関連機関も含め)と本市の情報連携を行い、推進体制を強化していきます。

3. 計画の達成状況の評価

総合事業等の効果的な実施のためには、今後実施していく個々の事業評価とその検証を行うことで、次期計画期間へ反映できることが重要であり、宇和島市介護保険運営協議会におけるよりきめ細かな議論が必要とされます。

そのため、本計画は各年度の進捗状況等について、宇和島市介護保険運営協議会において評価を行うものとします。